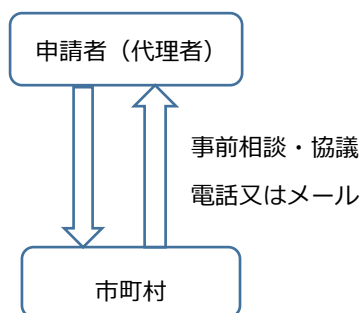
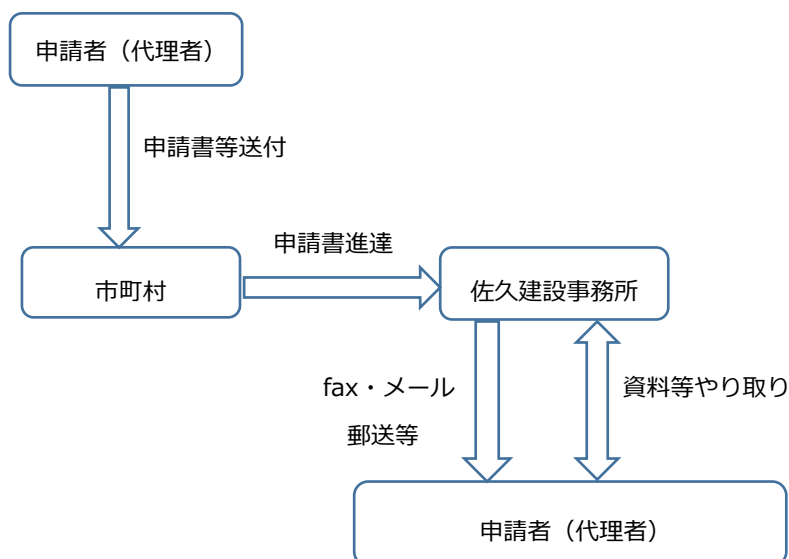


建築等に関する相談手順のフロー図



※メール、郵送の際には事前に軽井沢町地域整備課へ電話等でご連絡ください。

郵送による申請手順のフロー図



注意事項

- ・申請は原則郵送で受け付けます。郵送の際は事前に当課へご連絡ください。
- ・書類に不備があった場合は、電話又はメールにてご連絡いたします。佐久建設事務所ホームページに掲載されているチェックリスト(建築確認申請提出に係る送信表)へ申請者(代理人)の氏名、連絡先(電話番号及びメールアドレス)を必ず記載してください。
- ・申請書類等は信書となりますので、レターパック等による適切な郵送方法を利用するとともに、配達状況の追跡が可能な手段の利用をお勧めします。
- ・証明書の発行に伴う手数料については、定額小為替(300円)にて納入いただき、証書を同封して送付してください。

※その他建築関連業務等の申請に係る詳細については、佐久建設事務所建築課ホームページをご確認ください。